

税制改正のお知らせ

『目的別 組織再編の最適スキーム (法務・会計・税務)』

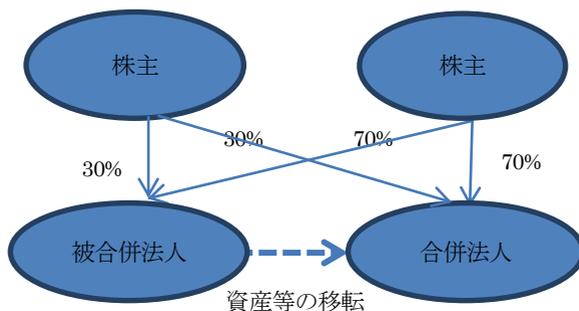
弊社代表 貝沼 彩氏の著書「目的別 組織再編の最適スキーム (法務・会計・税務)」において、『対価を発行しない組織再編』の類型をご紹介しますが、平成 30 年度の税制改正において、当該項目に改正がありましたので、その内容を下記に記載しております。

無対価組織再編が適格要件を満たすのは、組織再編当事者において限定された資本関係がある場合のみです。

当該資本関係の内容が整備されました。なお、従来より、無対価組織再編が適格組織再編になるとされていた資本関係は、引き続き適格組織再編となります。つまり、適格組織再編となる場合として、追加された無対価組織再編の類型は下記です。

(1) 合併

被合併法人及び合併法人の株主等（その被合併法人及び合併法人を除きます。）の全てについて、その者が保有するその被合併法人株式の持株割合（その合併法人が保有するその被合併法人の株式を除きます。）と、その者が保有するその合併法人株式の持株割合（その被合併法人が保有するその合併法人の株式を除きます。）とが等しい場合におけるその被合併法人と合併法人との間の関係（法令 4 の 3 ②二）



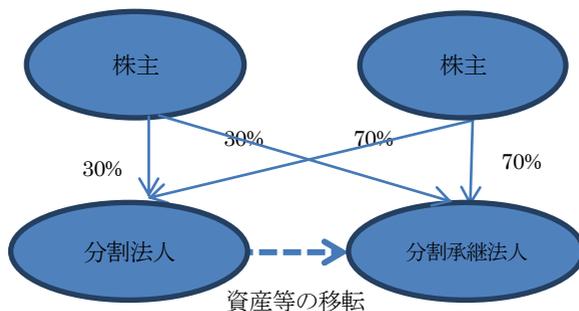
被合併法人と合併法人の株主構成が等しい場合には、合併の対価として合併法人の株式を交付してもしなくても、合併の前後で資本関係は変化しないためです。

改正前の「一の者が被合併法人及び合併法人の発行済株式等の全部を保有する関係」、「合併法人及びその合併法人の発行済株式等の全部を保有する者が被合併法人の発行済株式等の全部を保有する関係」及び「被合併法人及びその被合併法人の発行済株式等の全部を保有する者が合併法人の発行済株式等の全部を保有する関係」は、上記に含まれていません。

(2) 会社分割

◆分割型分割

分割法人の株主等（その分割法人及び分割承継法人を除きます。）及び分割承継法人の株主等（その分割承継法人を除きます。）の全てについて、その者が保有するその分割法人株式の持株割合（その分割承継法人が保有するその分割法人の株式を除きます。）と、その者が保有するその分割承継法人株式の持株割合とが等しい場合におけるその分割法人と分割承継法人との間の関係（法令 4 の 3 ⑥二イ）



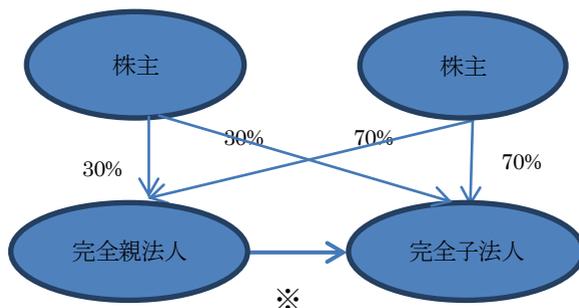
改正前の「一の者が分割法人及び分割承継法人の発行済株式等の全部を保有する関係」及び「分割承継法人及びその分割承継法人の発行済株式等の全部を保有する者が分割法人の発行済株式等の全部を保有する関係」は、上記に含まれています。

◆分社型分割

変更ありません。

(3) 株式交換

株式交換完全子法人の株主（その株式交換完全子法人及び株式交換完全親法人を除きます。）及び株式交換完全親法人の株主等（その株式交換完全親法人を除きます。）の全てについて、その者が保有するその株式交換完全子法人株式の持株割合（その株式交換完全親法人が保有するその株式交換完全子法人の株式を除きます。）と、その者が保有するその株式交換完全親法人株式の持株割合とが等しい場合におけるその株式交換完全子法人と株式交換完全親法人との間の関係（法令 4 の 3 ⑱二）。



各%は※を除いた%です。

改正前の「一の者が株式交換完全子法人及び株式交換完全親法人の発行

済株式等の全部を保有する関係」及び「株式交換完全親法人及びその株式交換完全親法人の発行済株式等の全部を保有する者が株式交換完全子法人の発行済株式等の全部を保有する関係」は、上記に含まれています。